

一般財団法人農林水産奨励会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人農林水産奨励会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農林水産関係団体の利用に供するための会館の設置・運営並びに公益を目的とする事業を行う法人が実施する農林水産業及び農山漁村の振興等に資する事業に対する助成、当該事業に係る情報の収集、整理及び提供を行い、もって農林水産業及び農山漁村の改善発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 公益社団法人大日本農会、公益社団法人大日本山林会及び一般社団法人大日本水産会（以下「三会」という。）その他農林水産関係団体の利用に供するための会館の設置及び運営

(2) 三会がそれぞれ行う公益を目的とする事業に対する助成

(3) 農林水産業、農山漁村及び食料に関する調査研究に関する講演会等の開催並びに情報の収集、整理及び提供

(4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の目的の達成に支障のない限り、その設置する会館を一般の利用に供することができる。

3 第1項の事業は、本邦において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 石垣隈太郎氏の寄附を基礎とした財産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 前条第1号の財産のうち、基本財産とすることを理事会において決議した財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 運用財産から基本財産に繰り入れることについて、理事会において決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理・運用)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、この定款に定めるもののほか、理事会の承認を受けて会長が別に定める。

2 現金は、銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等確実な方法で保管しなければならない。

3 必要な場合において、不動産を購入することができる。

(基本財産等の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事会及び評議員会において、特別の利害関係を有する者を除く理事又は評議員のそれぞれ3分の2以上の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

2 会館の設置のため、必要があるときは、理事会及び評議員会において、特別の利害関係を有する者を除く理事又は評議員のそれぞれ3分の2以上の承認を受けて、次の行為をすることができる。

(1) 第三者の債務の保証をすること。

(2) 第三者の債務につき運用財産の全部又は一部を担保として提供すること。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(借入金)

第10条 この法人は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、次の資金を借入れすることができる。

(1) 短期借入金（理事会において承認を受けた額を限度として、その会計年度の収入をもって償還する借入金をいう。）

(2) 長期借入金（理事会及び評議員会において、特別の利害関係を有する者を除く理事又は評議員のそれぞれ3分の2以上の承認を受けて行う借入金をいう。）

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第12条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 第1項第3号の貸借対照表は、法令で定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

4 第1項各号の書類及び監査報告は、5年間、主たる事務所に備え置き、かつ、10年間、保存しなければならない。

(会計規定)

第14条 会計に関する規定は、理事会の承認を受けて、会長が定める。

(助成の制限)

第15条 三会のうち、そのいずれかが本会の目的に反して定款の変更をしたときは、その会に対しては、第4条第1項第2号の助成は行わないものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第16条 この法人に、評議員12名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員の選任に当たって、三会はそれぞれ評議員候補者5名以内を評議員会に推薦することができる。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第19条 評議員には、各年度の総額が100万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第23条 評議員会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 第8条第1項に定める基本財産の処分等の承認
- (4) 第8条第2項に定める債務保証等の承認
- (5) 第10条第2号に定める資金の借入れの承認
- (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第26条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く。）全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

3 評議員会の議事録は、評議員会の日から10年間、事務所に備え置かなければならない。

第6章 役員等

(役員の設定)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事12名以上15名以内
- (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 会長及び副会長以外の理事のうち3名以内を常務理事とする。
- 4 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同項の副会長及び前項の常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事の選任に当たって、三会は評議員会にそれぞれ理事5名以内及び監事1名を推薦することができる。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐してその業務を統括し、会長に事故あるときは、理事会があらかじめ決定した順序にしたがって、会長の業務執行に係る業務を代行する。
- 4 常務理事は、副会長を補佐してその業務を処理する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、常務役員会を構成し、理事会から委任された事項について審議する。
- 6 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるることができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- 5 監事は、前項の報告をするために必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 7 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告する。
- 8 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

る。

9 その他法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

(役員任期)

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。

3 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第34条 役員には、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の一部免除又は限定)

第35条 この法人は、役員等の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において読み替えて準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(兼任の禁止)

第36条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(顧問及び参与)

第37条 この法人に、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の決議に基づき会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要事項に関し、必要に応じ会長の相談に応じる。

4 参与は、業務上又は技術上の指導助言を行う。

5 顧問及び参与は、非常勤とし、顧問については無報酬、参与については、常務理事に対する報酬の範囲内において、報酬を支給することができる。

6 顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第38条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第31条第5項の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第41条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会長は、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面により、開催日の5日前までに、各役員に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第40条第3項第3号又は第5号の規定により臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選により議長を定める。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものを除き、当該決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第44条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に署名し、又は記名押印する。
- 3 理事会の議事録は、理事会の日から10年間、事務所に備え置かなければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に、所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。ただし、重要な職員は、理事会の決議に基づき会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を受けて、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第47条 この法人は、法令及びこの定款の定めるところにより、次に掲げる帳簿及び書類を事務所に備え置き、かつ、保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (4) 役員等の報酬規程
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 第13条第1項各号の書類
- (7) 監査報告
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第49条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事由及びその他法令に定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分等)

第50条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

2 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(実施細則)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議に基づき、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、箕輪光博とする。

附 則

この定款は、令和5年4月1日から施行する。